

指導行政のポイント

“ゼロトレランス”の導入

菱村 幸彦

ゼロトレランスの導入が話題になっている。本年5月、国立教育政策研究所が出した「生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書」は、その視点に立ってまとめられている。

規律違反に「毅然とした対応」

ゼロトレランスを公式文書で取り上げたのは、文部科学省の専門家会議がまとめた「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」(平成17年9月)が最初ではないか。同プログラムは、「児童生徒の規範意識の向上及び子ども達の安全な学習環境の確保の観点から、学校内規律の維持を指向する『ゼロトレランス(毅然とした対応)方式』のような生徒指導の取組みを調査・研究するなど、生徒指導体制の在り方について見直しを図る」と提言した。この提言を具体化したのが今回の報告書である。

トレランス(tolerance)は、「寛容」を意味する英語である。ゼロトレランスを訳せば、「寛容なし」つまり「容赦なし」となる。

アメリカでは、警察活動において軽微な犯罪に対しても情状酌量なしに厳格な取締りを行うことで、犯罪率を低下させる方策を意味する言葉として用いられた。それが転じて、児童・生徒の問題行動に対して、学校が容赦なしに毅然とした措置をとる方針を意味する言葉として用いられるようになった。

ゼロトレランス方式は、クリントン政権以来、アメリカの学校現場に広く導入されている。学校規律の違反行為に対するペナルティの適用を基準化し、それを厳格に適用することで学校規律の維持を図ろうとする考え方だ。

アメリカの学校は、ゼロトレランス方式により、荒廃した秩序が回復したと評価されている。

ゼロトレランス方式の特徴は、学校において児童・生徒の守るべき規則を細かく定め、小さな違反行為

も見逃さないで、厳しく罰する点にある。そうすることが、児童・生徒に自らの行動に対する責任を自覚させ、同時に大多数の善良な児童・生徒のためによりよい学習環境を確保できるというわけだ。

今回の報告書は、生徒指導の対応に関する基準を明確化し、教員が足並みを揃えて、「いけないことはいけない」と毅然とした対応をとることにより、児童・生徒の規範意識を醸成し、学校の規律を確立することを目指している。

規律なければ教育なし

報告書には、その具体的方策として、段階的指導(progressive discipline)などの事例が紹介されている。段階的指導とは、大きな問題行動に発展させないため、小さな問題行動のうちから曖昧にすることなく厳しく注意する指導方式をいう。

考えてみれば、これはかつてわが国でも生徒指導に熱心な学校で行っていた方式ではないか。1980年代、児童・生徒の問題行動を防止し、校内秩序を維持するため、細かく校則を定め、その校則に違反する児童・生徒に厳しいペナルティを課す生徒指導が行われた。

しかし、こうした指導に対し、児童・生徒の自主性や内発性を損なう「管理主義教育」だという批判が高まった。なかには校内暴力で荒廃した学校を立ち直らせるため、校則を徹底し、学校秩序を回復しようとする努力まで、管理主義教育として非難した。

そうした風潮のなかで、全国的に校則が簡略化され、校則違反に対する学校の対応が腰の引けたものとなった。それが、いま再び、ゼロトレランスという新しい装いをまとって登場してきたのは興味深い。結局、洋の東西を問わず、教育には規律の確立が欠かせないことを示している。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●最新刊! ●好評発売中!

菱村 幸彦【編】

A5判 220頁・定価 2415円

教育開発研究所刊

『管理職演習 学校の法律問題—こんなとき管理職としてどうするか』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)